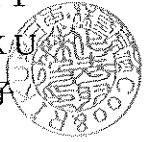


平成27年4月21日

公益社団法人全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川 萬里子 様

埼玉県川口市安行原 1381-1  
有限会社Coo&RIKU  
取締役 大久保 延子



## 回 答 書

平成27年1月9日付「ご連絡」による、弊社ペット売買契約書ならびにCooちゃん生命保障契約書に対するご意見につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

### 記

#### 1. 民法上の瑕疵担保責任の適用について

ご理解のとおり、弊社からお客さまが購入された犬猫に隠れた瑕疵があった場合には、瑕疵担保責任に関する民法の規定に従って債権債務関係が決められることになると理解しております。

#### 2. 瑕疵担保責任に関する条項の明記について

売買契約に適用されることが明らかな民法の規定をペット売買契約書に明記する必要はないと考えており、対応はいたしかねます。

#### 3. ペット売買契約書「第6条」について

第6条（治療費）の条項は削除いたします。

#### 4. ペット売買契約書「第7条」について

血統書は、繁殖者（ブリーダー）から弊社に届くまで2～3ヶ月を要します。そのため、現行契約条文に変更しております。なお、血統書の発送は「3～4ヶ月後」となることを、契約時に説明させていただいております。

#### 5. ペット売買契約書「第11条」について

第一審の専属的管轄裁判所について合意することは民事訴訟法もこれを認めている制度であり、個別具体的な事案で、これをそのまま適用すると消費者に不利益や不平等が生じる場合には、事件の移送によって是正が図られるものと理解しております。そのため、現行契約書第11条の削除には応じかねます。

6. Cooちゃん生命保障契約書について

(1) 1行目を以下のとおり改定いたします。

「Coo&RIKUでは、企業理念に基づき、全てのお客様に基本的に生命保障へ  
のご加入をご案内させていただいております。」

(2) 2～4行目は削除いたします。

以 上

<本件連絡先>

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 3-38

第5東ビル 201号

TEL : 

FAX : 